

高橋関須賀川後援会 会則

(名称)

第1条 この後援会は、高橋関須賀川後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、本市出身初の大相撲関取力士の高橋関を支援・激励するとともに、大相撲を通じた本市のPR、会員相互の交流及び国技相撲の普及促進を図り、以って「郷土に誇りを持てる魅力ある地域づくりの推進」に資することを目的とする。

(組織及び会員)

第3条 本会は、本会の目的に賛同する個人、法人、団体で入会した者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高橋関の支援
- (2) 二所ノ関部屋への協力
- (3) 大相撲観戦等の企画
- (4) 地域の相撲意識の高揚
- (5) 大相撲番付表、記念品等の配布
- (6) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(入会)

第5条 本会の入会希望者は、入会申込書を提出し、次の年会費を納入するものとする。

- (1) 個人 一口 5,000円
- (2) 法人・団体 一口 10,000円
- 2 年会費の納入は、明瞭性確保のため口座振込とする。
- 3 理由の如何を問わず、年会費は返還しない。また、月、日割りの処置はしない。

(円滑な運営の維持)

第6条 入会にあたっては、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、又はその構成員ではないこと。
- (2) 自己の名義をこれらの団体等に利用させないこと。
- (3) 自社役員又は社員が反社会活動をしていないこと。

(その他の収入)

第7条 次の各号の場合は、年会費とは別に扱う。

- (1) 本会が主催する特別な催事等の場合は、その都度、その経費を徴収する。
- (2) 寄付金等については、会員の別を問わず随時受け付ける。

(退会)

第8条 本会を退会しようとするときは、退会申込書を提出するものとする。

2 会員が1年間年会費を納入しなかった場合は、会員資格を喪失する。

3 次の各号に該当する場合は、役員会の決議を経て、退会させることができる。

- (1) 本会則に違反したとき。
- (2) 本会の会員として品位を損なうと認められる行為があったとき。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 7名程度
- (3) 幹事 8名程度
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において選出し任命する。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、本会業務を遂行する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前任者の任期の途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第13条 役員に不適格が生じた場合は、役員会の3分の2以上の議決を得て解任することができる。

(顧問)

- 第14条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応ずるものとする。
 - 4 顧問の任期は、役員任期に準ずる。

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

(会議)

- 第16条 本会の会議は、総会、役員会及び幹事会とする。
- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に不都合が生じた場合は、副会長が代行する。
 - 3 幹事会は、代表幹事が招集し、その議長となる。ただし、代表幹事に不都合が生じた場合は、出席者から選出し代行する。

(総会)

- 第17条 総会は、毎年1回、会計年度終了後3か月以内に開催する。総会は、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 会則の制定、改廃に関する事。
 - (2) 事業計画及び予算に関する事。
 - (3) 事業報告及び決算に関する事。
 - (4) 会長、副会長、幹事、監事の任命に関する事。
 - (5) その他重要な事項に関する事。
- 2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(役員会)

- 第18条 役員会は、会長、副会長、幹事、監事で構成し、会務の遂行上必要により都度開催する。
- 2 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(幹事会)

- 第19条 幹事会は、幹事で構成し、会務の遂行上必要により都度開催する。
- 2 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(会計年度)

- 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(補則)

第21条 本会則に定めのない事項は、役員会の審議を経て会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和5年9月8日から施行する。